

答 申 書
(答 申 第 240 号)
平成 29 年 5 月 18 日

1 審査会の結論

道議会庁舎改築基本設計に係る各会派に説明を行った際の公文書の開示請求に対し、非開示とした説明用資料については開示すべきであるが、説明を行った際のメモ及び記録紙を不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「道議会庁舎改築基本設計に係る各会派に説明を行った際のメモ、記録紙を含む全ての公文書」である。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「各会派に説明を行った際の説明用資料」（以下「本件非開示文書」という。）を対象公文書と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件非開示文書については、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとして、平成 28 年 10 月 25 日付け総務第 2694 号で公文書非開示決定処分（以下「本件非開示処分」という。）を行った。

また、本件開示請求のうち「各会派に説明を行った際のメモ、記録紙」（以下「本件説明記録等」という。）については、作成していないとして平成 28 年 10 月 25 日付け総務第 2694 号で公文書不存在通知処分（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件非開示処分及び本件不存在処分について、「公文書非開示を開示する。」及び「公文書を再調査のうえ開示する。」との処分に変更することを求めていることから、本件非開示処分及び本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 6 号情報の該当性について

ア 実施機関は、道議会庁舎改築基本設計に係る各会派に説明を行った際に配布した図面等の本件非開示文書は、関係部署及び道議会議員と調整するために作成したものであり、当該文書を開示することにより、事業の円滑な実施を著しく困難にすると認められるものであるため、6 号情報に該当すると主張する。

イ 条例第 10 条第 1 項第 6 号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、本号に規定される「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」と認められるには、開示することにより、将来の同種の事務等の円滑な実施を著しく困難にする抽象的な可能性があるだけでは足りず、そのことが客観的に判断できることが必要であると考えられる。

ウ 請求人は、本件非開示文書について、「事業の円滑な実施を著しく困難にする」との判断は誤り

であり、6号の過大な拡大解釈に当たると主張する。

また、条例前文の「新しい情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない。」の趣旨に大きく反するものであり、すべての公文書は開示するのが原則で、条例の規定で限定列举された場合のみ限定的に非開示とするのが大原則であるから、今回の処分は条例の趣旨に反し、不当かつ違法なものであると主張する。

エ 本件非開示文書は、平成28年9月12日及び13日に議会庁舎の基本設計を議会各会派に説明する際に用いたもので、その場で説明し、後日、各会派からの意見を集約し、それを踏まえて、同年10月6日の議会庁舎改築整備等検討協議会の資料（以下「協議会資料」という。）として作成するための説明用資料であって、いわゆるたたき台と言われるものである。

審査会において、本件非開示文書を確認したところ、図面については現庁舎の全ての施設・機能を盛り込んだものであり、各会派の意見を踏まえた協議会資料と比較すると、協議会資料の方が説明用資料からいくつかの施設を落としていることが確認された。

この協議会資料は、各施設の必要性を検討のうえ、不必要と思われる施設について削除した図面であると考えられる。

このことから、今回の図面については、開示しても、実施機関の主張するような議会との信頼関係の喪失、今後の事務の円滑な実施を著しく困難にする客観的な事情があるとまでは認められない。

また、図面以外の本件非開示文書についても、その内容は道議会庁舎改築基本設計の日程及び概要についての資料であり、日程に係る資料については、平成28年8月2日から道のホームページ上で公開されている資料と同様の内容であり、概要についても同様の内容の資料が同年10月6日に開催された協議会資料の一部として公開されていることから、非開示とする必要性はないと考えられる。

したがって、本件非開示文書は6号情報に該当せず、情報公開制度及び条例の趣旨を踏まえ、開示が適当であると判断する。

(4) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関は、今回の会派説明では後日、各会派からの意見を確認することとしていたことから、意見聴取を行っておらず、会派説明時に質問等はあったものの、記録していないことから、本件説明記録等は不存在である旨主張する。

イ 請求人は、会派説明の際に議員から多くの意見が出たことは新聞記事等から確かであり、意見聴取を行っていないとの説明は虚偽説明であると主張する。

また、説明の際に、意見があったにもかかわらず、発言のメモ、記録などを作成しなかったのは不自然であり、虚偽であると主張する。

ウ 当審査会が実施機関に確認したところ、議会に対する説明に関する記録については、その内容や相手によって個別に対応を判断するとしており、今回の会派への説明方法は、会派の集まりの場において説明を行い、後日、会派の意見をまとめて確認することとしていたため、本件説明記録等は作成していないとしている。

この点について、実施機関からの説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、メモ、記録類が現存することを窺わせるに足りる資料や発言は見当たらなかった。

よって、実施機関が本件説明記録等を不存在としたことは妥当と判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 28 年 12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号542） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤公文書不存在通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦弁明書の写し、⑧反論書の写し、⑨対象公文書の写し）の提出
平成28年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成29年 1 月 16 日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求人の意見陳述及び意見陳述書の提出 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年 2 月 15 日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から補足説明 ○ 審議
平成29年 3 月 13 日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成29年 5 月 12 日 (第89回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成29年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申